○ 鳥取大学大学院連合農学研究科における業務及び運営に関 する覚書

─ 平成16年4月1日 ⁻
協 定

平成16年4月1日付で締結した「鳥取大学大学院連合農学研究科の設置及び運営に関する構成国立大学法人間協定書」第5条の規定に基づき、国立大学法人島根大学及び国立大学法人山口大学(以下「参加法人」という。)との連携協力により、国立大学法人鳥取大学(以下「設置法人」という。)に設置する鳥取大学大学院連合農学研究科(以下「研究科」という。)の業務及び運営について、次のとおり合意する。

(業務及び運営の基本)

- 第1条 設置法人及び参加法人(以下「構成法人」という。)は、研究科の自主性及び自律性を尊重し、研究科の業務及び運営に積極的に協力し、その充実発展に努めるものとする。 (研究科の運営)
- 第2条 研究科における重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会から委任された事項について審議し、決定するために研究科代議委員会を 置く。
- 3 研究科委員会及び研究科代議委員会の組織,運営その他必要な事項は,鳥取大学大学院連合農学研究科委員会規則及び鳥取大学大学院連合農学研究科代議委員会規則で定める。 (中期目標,中期計画及び年度計画)
- 第3条 構成法人の中期目標の素案,中期計画及び年度計画の策定に際しては,研究科の業務及び運営方針等に配慮するものとする。

(業務及び運営経費の負担)

第4条 設置法人は、参加法人が実施する研究科に係る教育研究等に要する経費を参加法人 に対して委託金として配分し、参加法人は、その経費を当該業務に要する受託金として処 理する。

(人件費の負担)

第5条 研究科に兼職する参加法人の教員の給与は、参加法人が支払う。ただし、研究科を 担当することにより生じる手当等は、設置法人の負担に基づくものとする。

(施設・設備の利用)

第6条 研究科の学生は、構成法人の施設・設備を利用できるものとする。施設・設備の利用に係る経費の負担は、各構成法人の定めるところによる。

(事務処理)

- 第7条 設置法人は,研究科の業務を円滑に遂行するために研究科に事務部門を置く。
- 2 参加法人は、研究科の業務を円滑に遂行するために事務担当者を配置する。
- 3 研究科に置く事務部門と参加法人の研究科事務担当者は相互に協力し、事務処理を行う ものとする。

(関連規則等)

第8条 この覚書に定めるもののほか、研究科の業務及び運営の実施に必要な事項は、構成 法人の規則並びに鳥取大学大学院学則及び鳥取大学大学院連合農学研究科規則等に定め るものとする。

(協議)

第9条 前条によるもののほか,不測の事態又は疑義が生じたときは,構成法人が誠実に協議の上,速やかにこれを処理するものとする。

(協議機関)

- 第10条 構成法人間の円滑な連絡調整を図るために、鳥取大学大学院連合農学研究科構成 法人間連絡調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、構成法人の学長、管理運営等担当の理事、農学部長(島根大学は生物資源科学部長)及び事務担当責任者並びに研究科長及び副研究科長をもって組織する。
- 3 委員会の運営は、設置法人の学長を議長として行い、その庶務は、設置法人の事務部が 処理する。

(記載事項の変更)

第11条 この覚書の変更は、構成法人が協議の上、総意により行うものとする。 (付帯事項)

第12条 この覚書は、3通作成し、構成法人において各1通を所持する。 (発効及び効力)

第13条 この覚書は、平成16年4月1日から効力を有する。

平成16年4月1日

国立大学法人鳥取大学長 道 上 正 規 印

国立大学法人島根大学長 本田雄一即

国立大学法人山口大学長 加藤 紘 印